

第6号様式(第8条関係) 1 食品小売業者・飲食店業者等用
特定食品関連事業者減量計画書(食品小売業者・飲食店業者等)

(宛先)		京都市長	
提出年月日(年/月/日)			
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称		
	代表者名		
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号		
	住所		
連絡窓口担当者	所属部署名		
	氏名		
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)		
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail(代表メールアドレス)		

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条第2項の規定により提出します。

【計画の年度、基本情報及び廃棄物の種類等】

計画の年度					
名称(屋号等)					
業種	主たる業種分類				
	主たる業種分類の詳細				
店舗等の数					
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)					
事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針(実施済又は計画年度に実施見込みのものに「○」)		ごみの種類・量の把握			
		ごみ減量・リサイクル率等の目標設定			
		従業員教育等を通じた組織内でのごみ減量・リサイクル率等の目標の共有			
廃棄物の種類(今年度発生するものに「○」)	一般廃棄物	燃やすごみ※1			
		再生利用可能なもの	①ダンボール	②その他古紙※2	③その他雑がみ※3
	産業廃棄物のうち次のもの	④生ごみ※4	⑤その他再生利用しているもの	/	
		①缶	②びん		
		④プラスチックごみ(ビニール、弁当がらなど)	⑤廃食用油		
今年度の一般廃棄物の発生量の見込み等	発生量の見込み(A+B)	再生利用量の見込み(A)	廃棄量の見込み(B)	再生利用率の見込み(A/(A+B))	
	トン	トン	トン	%	

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

【前年度の廃棄物の発生量等の実績】

1 事業系一般廃棄物の発生量等の実績

年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法 ※6	処理方法	
	トン	トン	トン		再生利用の方法等※7	
	(A+B)	(A)	(B)		主な再生利用の方法	主な処理施設等
燃やすごみ※1						
再生利用可能なもの ※5	ダンボール					
	その他古紙 ※2					
	その他雑がみ ※3					
	生ごみ※4					
合計				再生利用率(A/(A+B)) (%)		

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

注 プラスチック類は、全て産業廃棄物なので、燃やすごみの数量には含めないでください。

※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

※5 剪定枝・枯れ草、古布、紙おむつなど一般廃棄物で再生利用しているものがある場合は、「生ごみ」下の空欄に具体的な品目を記載

※6 量の把握方法:【1 重量の実測、2 容積の実測、3 回収委託業者からの報告・聞き取り、4 購入量に基づく把握、5 その他】から選択。

実測については、サンプル測定による推計も含む。また、テナント店舗に係る把握が困難な場合、把握可能な店舗の実績に基づく推計値でも可

※7 再生利用量が「0」の場合、記入は不要です。

2 産業廃棄物(20種類)のうち以下のものの発生量等の実績

年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法※6
	トン	トン	トン	
	(A+B)	(A)	(B)	
缶				
びん				
ペットボトル				
プラスチック類(ビニール、弁当ガラ等)				
廃食用油				
合計				

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。

【備考】その他、記載することがあれば、記入してください。

--

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等		実施状況(実績及び計画)			
		具体的な取組	実績	計画	
区分1 基本的対策	共通	(1)	再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
		(2)	生ごみの分別		
		(3)	プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
		(4)	缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
		(5)	ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
		(6)	部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
		(7)	事業所から出るごみの種類・量の把握		
		(8)	ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	共通	(1)	従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
		(2)	OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
		(3)	ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
		(4)	従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
		(5)	リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
		(6)	納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
		(7)	廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
		(8)	ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等)での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	共通	(1)	施設周辺の清掃活動の実施		
		(2)	地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客など)が排出するごみの分別徹底等	共通	(1)	利用者(利用客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
		(2)	利用者(利用客など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
		(3)	利用者(利用客など)が排出したごみを含めた施設内の分別徹底(従業員による再分別など)		

区分等		実施状況(実績及び計画)				
		具体的な取組	実績	計画		
区分5 食品ロス対策	共通	(1)	デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化			
		(2)	売れ残り商品のアプリなどを通じた販売			
		(3)	売れ残り食料品や端材等を活用した商品(総菜など)やメニューの提供			
		(4)	売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供			
	飲食業等	(5)	量の選択が可能なメニューの提供と利用客への周知			
		(6)	「食べ盛り」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)			
		(7)	材料表示や注文時の確認を通じたアレルギー・好き嫌い等への対応			
		(8)	食べ残しの持ち帰りへの対応と利用客への周知			
	小売業	(9)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示			
		(10)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売			
		(11)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)			
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組	共通	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥などによる減量			
		(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)			
		(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)			
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	共通	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定		
		使い捨てカトラリー類等の削減	共通	(1)	使い捨てカトラリー類の素材変更(間伐材、紙素材など)	
	共通		(2)	使い捨てカトラリー類の要否確認(必要分のみ取る仕組みなどを含む)		
	飲食業等		(3)	使い捨てカトラリー類の不使用		
			(4)	使い捨てカトラリー類の分別・リサイクル		
			(5)	店内飲食での使い捨て食器の不使用		
	小売業	(6)	使い捨てカトラリー類の有料化			
		マイボトルの利用促進	共通	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)	
	共通		(2)	マイボトル利用者への特典の設定(ポイント付与など)		
	レジ袋等の削減	小売業	(3)	マイボトル売場での給水スポットマップ等の紹介		
			(1)	レジ袋・特定レジ袋の廃止(紙袋への移行など)		
			(2)	レジ袋・特定レジ袋の要否・枚数の確認		
			(3)	特定レジ袋への移行		
			(4)	レジ袋・特定レジ袋の有料化		

区分等			実施状況(実績及び計画)			
			具体的な取組		実績	計画
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	容器包装類の削減	小売業	(1)	量り売り・ばら売り・はだか売りコーナーの設置		
			(2)	ノントレイ包装やプラスチックのふたの削減(ラップ包装)などの取組		
			(3)	サッカー台等のポリ袋の削減(適量使用を呼び掛ける表示など)		
			(4)	容器類の素材変更(バイオマスプラスチックや紙など)		
			(5)	詰め替え用商品や簡易包装商品への特典の設定(ポイント付与など)		
			(6)	マイ容器への量り売り販売		
			(7)	リユース容器の導入と、その回収・再使用の実施		
	環境配慮の呼び掛け	小売業	(1)	ごみの少ない買い物行動・商品選択などの呼び掛け(店内放送やポスター掲示など)		
			(2)	ごみの少ない商品・環境配慮商品の販売コーナーの設置		
			(3)	適正な分別・排出に関する売場表示(商品売場での充電式家電製品の適正排出に関する啓発、回収場所の案内など)		
	資源循環の推進	小売業	(1)	店頭回収の実施(ペットボトル、食品トレイ、電池類など)		
			(2)	不用品の下取り・リサイクルなどの実施		
			(3)	リサイクル素材を使った商品の積極的な販売		
			(4)	リユース品・リメイク品の販売		
			(5)	修理の実施・推進		
			(6)	フードドライブの実施		
			(7)	店頭で回収した資源物を使った商品の販売(牛乳パック由来のトイレットペーパーなど)		
	【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど					

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

